

令和4年度 学校人権教育実施状況調査について

心の支援課人権支援係

1 個別の人権課題の取組状況の結果から

(1) 義務教育9年間で学習する時間数

<令和4年度>

学年	合計	1 女性	2 子ども		3 高齢者	4 障がい者	5 同和問題	6 アイヌの人々	7 外国人	8 HIV 感染者等	9 ハンセン病 元患者等	10 出刑を終えて 出所した人	11 犯罪被害者等	12 ネット等による 人権侵害	13 北朝鮮当局 による拉致 問題	13 その他			14 人権一般
			いじめ	児童虐待等												LGBT	新型コロナ	人権侵害 等	
小学1年	18.82	0.33	4.42	0.33	0.62	0.65	0.06	0.01	0.96	0.01	0.00	0.01	0.23	0.95	0.01	0.28	0.88	0.13	8.95
小学2年	20.69	0.33	4.23	0.37	0.75	0.85	0.07	0.01	0.91	0.01	0.00	0.01	0.22	1.14	0.02	0.38	0.97	0.07	10.35
小学3年	21.67	0.29	4.25	0.40	1.32	1.36	0.09	0.03	1.56	0.00	0.01	0.01	0.27	1.69	0.01	0.27	0.99	0.09	9.02
小学4年	23.67	0.73	4.00	0.48	1.42	2.30	0.17	0.07	1.66	0.01	0.01	0.01	0.30	2.06	0.02	0.53	0.97	0.07	8.84
小学5年	24.92	0.70	3.60	0.93	1.26	1.78	0.51	0.23	1.70	0.08	0.66	0.06	0.73	2.63	0.07	0.53	1.07	0.11	8.26
小学6年	27.57	1.10	3.46	1.32	1.17	1.89	1.91	0.60	1.90	0.39	0.27	0.17	0.65	2.68	0.15	0.81	1.07	0.17	7.86
小学校計	137.34	3.48	23.97	3.86	6.54	8.83	2.82	0.96	8.71	0.49	0.95	0.25	2.40	11.15	0.27	2.79	5.95	0.64	53.29
中学1年	26.47	1.14	2.76	0.86	1.34	2.06	1.49	0.28	3.11	0.13	0.28	0.10	0.56	2.18	0.11	1.20	0.72	0.23	7.93
中学2年	28.53	1.00	2.71	0.78	1.22	2.11	2.99	0.75	2.95	0.18	0.70	0.07	0.62	2.22	0.11	1.17	0.91	0.23	7.82
中学3年	33.66	1.63	2.06	1.46	1.72	2.51	3.13	0.73	3.94	0.76	1.06	0.25	0.91	2.34	0.35	1.30	0.86	0.40	8.25
中学校計	88.66	3.77	7.53	3.10	4.27	6.67	7.62	1.76	10.00	1.07	2.04	0.43	2.09	6.74	0.56	3.66	2.49	0.86	24.00
合計	226.00	7.25	31.50	6.96	10.81	15.51	10.44	2.72	18.70	1.56	2.99	0.68	4.49	17.88	0.83	6.45	8.44	1.50	77.29

<参考:令和3年度>

合計	219.43	7.25	31.08	6.37	10.72	16.57	10.71	2.81	17.28	1.76	2.71	0.66	0.88	18.14	0.85	5.24	11.91	2.11	72.39
----	--------	------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------	------	------	-------	------	-------

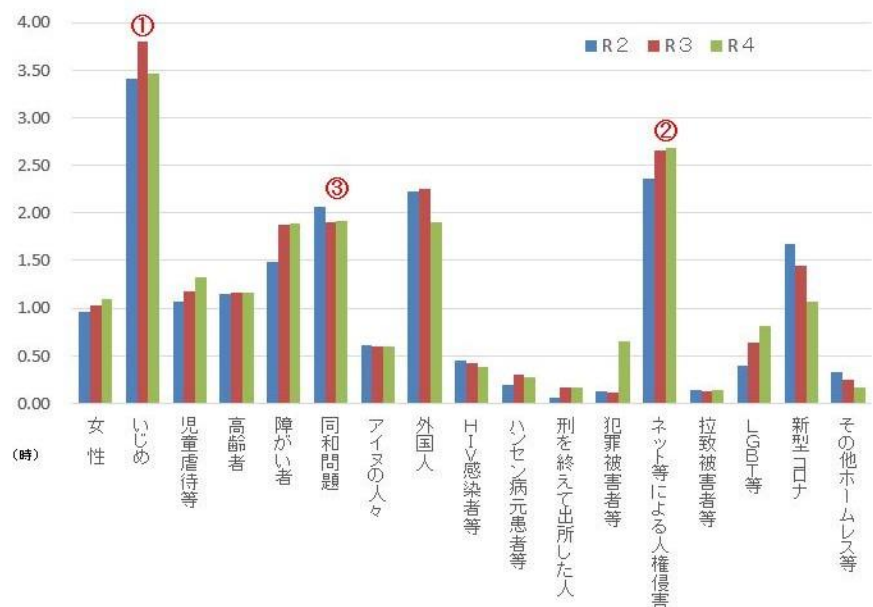
- ・人権教育を扱う時間の合計は226.00時間と、令和2年度から23時間以上増えた令和3年度から、さらに6.57時間増えている。
- ・個別の人権課題では、「いじめ」「外国人」「インターネット・携帯電話等による人権侵害」「障がい者」「高齢者」「同和問題」について多くの時間扱っている。
- ・令和4年4月に「長野県犯罪被害者等支援条例」が施行されたこともあり、「犯罪被害者等」について扱う時間数が前年度に比べ約5倍に増えた。また、「LGBT(性的少数者)」についても扱う時間数も前年度に比べ1.2倍程度に増えている。
- ・小学校低学年では「人権一般」を扱う時間数が、総時間数の約半分を占めているが、学年を追うごとに個別の人権課題へと分散していく傾向がみられる。

(2) 1校当たりの個別の人権課題総時間数の平均調査

<小学6年生の傾向>

(単位:時間)

	R2	R3	R4
女性	0.96	1.03	1.10
いじめ	3.41	3.80	3.46
児童虐待等	1.07	1.18	1.32
高齢者	1.14	1.17	1.17
障がい者	1.49	1.88	1.89
同和問題	2.06	1.91	1.91
アイヌの人々	0.61	0.60	0.60
外国人	2.23	2.25	1.90
HIV感染者等	0.45	0.42	0.39
ハンセン病元患者等	0.20	0.31	0.27
刑を終えて出所した人	0.06	0.17	0.17
犯罪被害者等	0.13	0.12	0.65
ネット等による人権侵害	2.37	2.65	2.68
拉致被害者等	0.13	0.13	0.15
LGBT等	0.39	0.63	0.81
新型コロナ	1.68	1.44	1.07
その他ホームレス等	0.33	0.25	0.17
人権一般	7.01	7.80	7.86
計	25.72	27.73	27.57

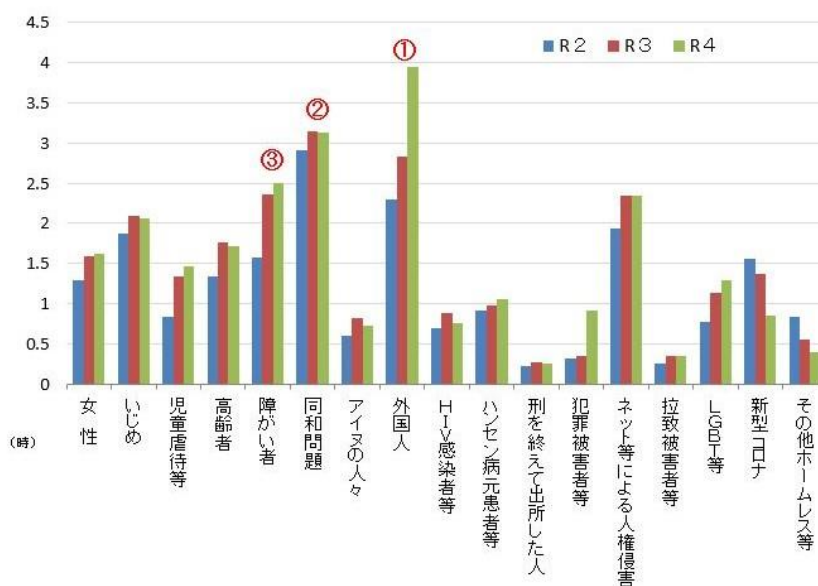


- ・総時間数は 27.57 時間となっており、前年度よりも若干減っている。全体的な取り扱い時間は前年度と同程度だが、特に、「新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止のための取組」（R3年度比 73%）「外国人」（R3年度比 83%）についての扱ひ時間が減ったことが影響していると考えられる。
- ・小学6年生の個別の人権課題別時間数として、①「いじめ」②「インターネット・携帯電話等による人権侵害」③「同和問題」の順に多く扱われている。人権一般については、7.86 時間扱っている。

< 中学3年生の傾向 >

(単位:時間)

	R2	R3	R4
女性	1.29	1.60	1.63
いじめ	1.87	2.10	2.06
児童虐待等	0.84	1.34	1.46
高齢者	1.35	1.77	1.72
障がい者	1.58	2.36	2.51
同和問題	2.92	3.15	3.13
アイヌの人々	0.60	0.82	0.73
外国人	2.29	2.83	3.94
HIV感染者等	0.70	0.88	0.76
ハンセン病元患者等	0.91	0.97	1.06
刑を終えて出所した人	0.22	0.27	0.25
犯罪被害者等	0.31	0.34	0.91
ネット等による人権侵害	1.94	2.35	2.34
拉致被害者等	0.26	0.35	0.35
LGBT等	0.77	1.14	1.30
新型コロナ	1.56	1.37	0.86
その他ホームレス等	0.83	0.56	0.40
人権一般	6.83	6.98	8.25
計	27.08	31.17	33.66

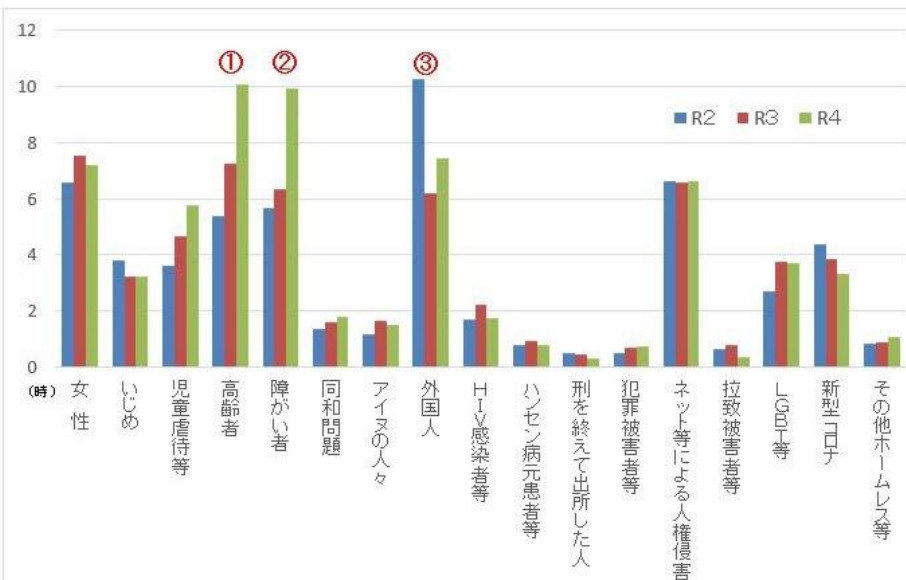


- ・総時間数は 33.66 時間となっており、前年度より 2.49 時間増加している。
- ・中学3年生の個別の人権課題別時間数として、①「外国人」②「同和問題」③「障がい者」④「インターネット・携帯電話等による人権侵害」の順に多く扱われている。人権一般は 8.25 時間扱っており、前年度から 1.27 時間増加している。

< 全日制高校 1～3年生の合計の平均時数の傾向 >

(単位:時間)

	R2	R3	R4
女性	6.55	7.53	7.18
いじめ	3.81	3.24	3.25
児童虐待等	3.62	4.65	5.75
高齢者	5.38	7.25	10.04
障がい者	5.68	6.33	9.89
同和問題	1.37	1.59	1.79
アイヌの人々	1.18	1.65	1.49
外国人	10.25	6.19	7.42
HIV感染者等	1.70	2.25	1.77
ハンセン病元患者等	0.78	0.96	0.80
刑を終えて出所した人	0.50	0.47	0.30
犯罪被害者等	0.50	0.72	0.78
ネット等による人権侵害	6.62	6.56	6.61
拉致被害者等	0.64	0.81	0.38
LGBT等	2.71	3.77	3.70
新型コロナ	4.38	3.87	3.35
その他ホームレス等	0.85	0.92	1.07
人権一般	13.66	15.53	22.38
計	70.18	74.27	87.95



- ・総時間数は74.27時間となっており、令和2年度から約4時間増加した令和3年度より、さらに約13.68時間増加している。
- ・高校3年間の個別の人権課題別時間数として、①「高齢者」②「障がい者」③「外国人」④「女性」⑤「インターネット・携帯電話等による人権侵害」の順に多く扱われている。人権一般は22.38時間扱われており、前年度に比べ6.85時間増加している。

(3) まとめ

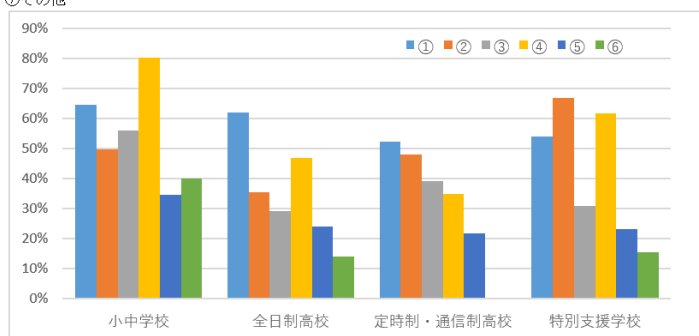
- ・各学校において、新型コロナウイルス感染予防に係る影響を受ける前の時数をさらに上回る時間数を確保していただいた。
- ・「インターネット・携帯電話等による人権侵害」、「LGBT(性的少数者)」に関わる人権課題については、小中高ともに扱う時間数が増えてきており、現場の関心や指導の必要性が高まっていることが窺える。
- ・県の特筆すべき人権課題である「外国人」についても、学年が上がるにつれて扱う時間数が増えてきている。これは、教科の指導内容に連動し、テレビ、新聞等で外国人就労やヘイトスピーチに関わる話題が多く扱われていることも影響していると考えられる。

2 職員研修について

(1) 調査結果

- ・小中学校、特別支援学校では、④「体罰の問題…課題のある生徒の背景の理解等の内容」について扱っている学校が多い。
- ・どの学校種でも約半数が、①「人権一般の普遍的な視点」に関する理解について、扱っている。

①人権一般の普遍的な視点(生命尊重、自尊感情、コミュニケーション能力等)に関する理解
 ②個別的人権課題(女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等)に関する理解
 ③児童虐待対応に関する内容
 ④体罰の問題、生徒に対する呼び方や言葉づかい、課題のある生徒の背景の理解等の内容
 ⑤構成的グループエンカウンター、人間関係づくりのワークショップ、現地研修等の体験的な学習
 ⑥家庭・地域と連携した研修(P T A研修会や学社連携による人権フェスティバル等の取組)
 ⑦その他



(2) 学校での取組例

- ・児童の人権的な考え方を高めるために、職員がまず子どもの温かい行動や心情を認め、紹介したり、子どもの目が届く場所へ掲示したりした(H小)。
- ・吃音のある児童への学級における支援について説明していただいた(S小)。
- ・有明高原寮(塙のない少年院)の寮長、法務官の方に入所中の生活・指導、行事等についてのお話を伺った(H小)。
- ・LGBTQの理解を深めるため、学年会においてNITSの動画を視聴した。授業を行う上での困りごとや何をどこまで扱うかについて話し合った(I中)。
- ・専門分野の講師から、SNS上の人権侵害事例等を説明していただき、生徒への指導につなげる研修を行った(N高)。
- ・インドネシア人技能実習生をお招きし、多文化共生をテーマに学習会、交流会を実施した(M高)。
- ・障がい者理解、生徒理解を含めた「発達障がい者サポーター養成講座」を実施した(N高)。

(3) まとめ

- ・どの学校種においても①「人権一般の普遍的な視点」②「個別的人権課題」に関する職員研修の充実を図る必要がある。よって、学校種によって取組に差がある現状に対し、各学校の係が中心となって人権教育の推進にあたり、どのような職員研修が必要かを決め出し年間計画に位置付けていく。

- ・1回の研修のみではなく、短時間で情報提供を行ったり、動画を視聴したりする等の継続可能な取組についても、県から紹介していく機会を設ける。

3 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]や「人権教育推進プラン」が示している取組について実施している学校の割合について

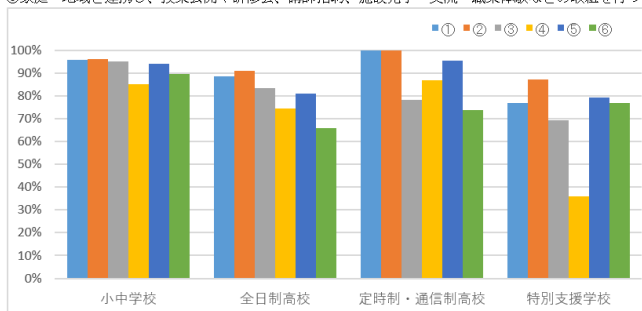
(1) 調査結果

- ・④「人権教育の年間指導計画の作成」については、どの学校種でも8割程度の学校が作成しているが特別支援学校については、依然作成している学校の割合が低い。

①学校教育目標に、人権教育の視点からの内容が示されている。
 ②人権教育推進のための校内組織が整えられている。
 ③人権教育の全体計画が作成されている。
 ④人権教育の年間指導計画が作成されている。
 ⑤学校評価の項目に、人権教育の視点からの内容や人権教育の推進に関する内容が位置づいている。
 ⑥家庭・地域と連携し、授業公開や研修会、講師招聘、施設見学・交流・職業体験などの取組を行っている。

(2) まとめ

- ・①「学校教育目標に人権教育の視点からの内容が示されている」、②「人権教育推進のための校内組織が整えられている」については、どの学校種でも100%になるよう、また、④「人権教育の年間指導計画の作成」については取組の割合が上がるよう、県からも折に触れて研修会等で呼びかけていく。



4 性被害防止のための指導について

A 「長野県子どもを性被害から守るための条例」の中で、「学校の責務」として定められている「子どもの性被害防止のための取組」について、各学校種で実現している項目について

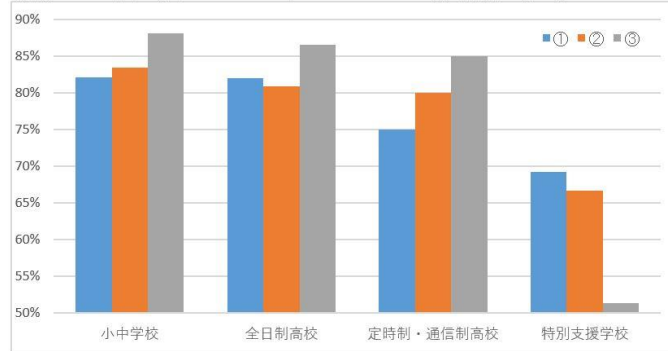
(1) 調査結果

- ・小中高等学校では、「子どもの性被害防止のための取組」を、75%以上の学校で行っている。

(2) まとめ

- ・特別支援学校では、児童生徒の実態に応じながら、更なる指導の充実が図られるよう、県から情報提供し、各学校で意識して取り組む必要がある。
- ・小中高等学校では、情報モラルに関する指導と共に、人権教育、性に関する指導の充実につながるよう研修機会の提供を進めていく。

①人権教育：自他の尊重、自己肯定感を育む内容など
 ②性に関する指導：命の尊重、性の自己決定など
 ③情報モラルに関する指導：ネットモラル、メディアリテラシー、関係法令理解など



B 実施した性被害防止のための指導内容についての調査

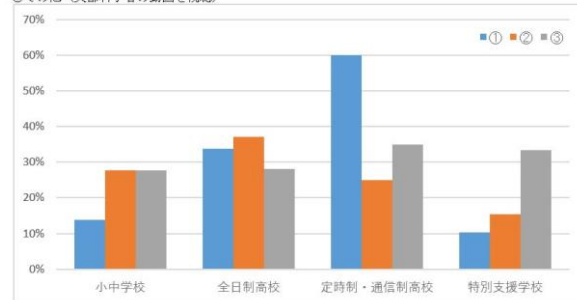
(1) 調査結果

- ・学校種ごとに発達段階に応じた様々な取組が行われている。

(2) 学校での取組例

- ・低学年に対して「プライベートゾーン」について、担任と養護教諭とでパワーポイントを用い、大切なところを他人に見せたり、触らせたりしないという指導を行った (M小)。

①「性被害防止教育キャラバン隊講演会」及び講演会の事前事後指導
 ②「ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研修会」の成果を活用した授業・指導等
 ③その他 (文部科学省の動画を視聴)



- ・文部科学省の「生命（いのち）の安全教育」の教材を使った指導を行った（H小）。
- ・全学年で安全教育を視野に入れ、「ネットリテラシー教育」を指導内容に追加した（N小）。
- ・養護教諭と保健指導員で人生設計から考える性について、グループワークを中心とした授業を行った（A中）。
- ・保健師による「S.O.S の出し方」について、全校対象の講演会を行った（O中）。
- ・文部科学省の「教育職員等による児童生徒性暴力防止等に関する基本的な指針について」を視聴した（A中）。
- ・性に関わって、被害者、加害者にならない行動の仕方について、SST を通して学ぶ授業を行った（S特支）。
- ・信州大学医学部の学生が講師として1学年各クラスにおいてワークショップ形式の授業を実施。その後、保健の授業内でフォローアップと発展的内容の授業を実施（M高）。

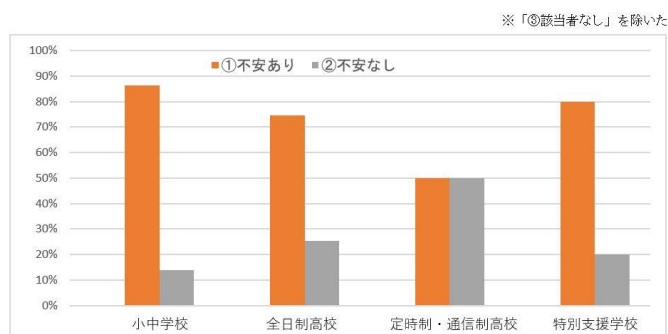
(3) まとめ

- ・保健師や学生等を外部講師として招き、授業を行う事例が増えてきている。そのような機会を有効活用しながら、子どもたちの発達段階に応じた日常的な指導として積み重ねていきたい。
- ・国から出ている資料や教材を活用して授業を行っている学校が多くあった。今後も、性被害防止のための授業に活用できる資料や教材について、県からも紹介していく。

5 若い教員（30歳未満）を中心とした同和教育の実践に対する不安や対策について

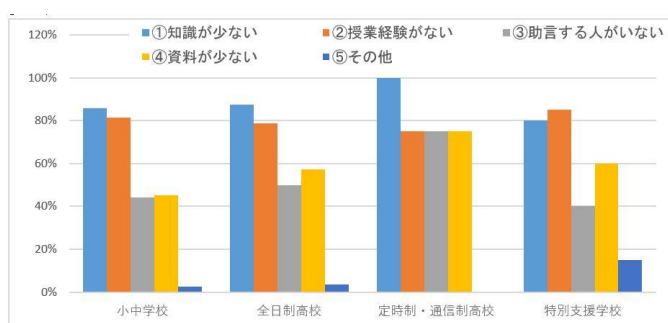
(1) 調査結果

① 30歳未満の教員が同和教育の実践について不安を感じているか。



- ・小中学校、特別支援学校では8割、全日制高校において7割を超す教員が不安を感じていると考えられる。

② 30歳未満の教員が同和教育を進めるにあたって不安に思っていること。

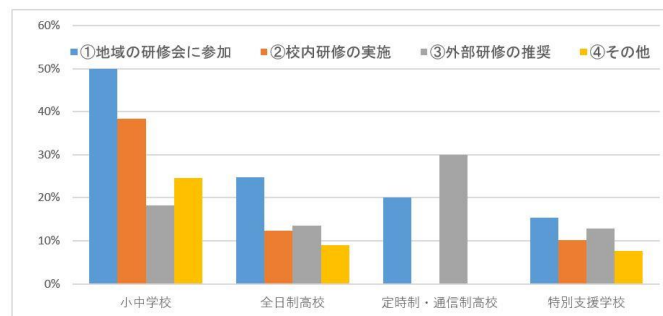


- ・不安に思っていることとして、どの校種においても①「知識が少ない」、②「授業経験がない」の割合が高い。

<不安の内容>

- ・やらなくてはいけないと思うが、どのように進めてよいか自信がない。
- ・研修で学んだことや教えていただいたことが、正しく子どもたちに伝えることができているか不安である。
- ・自分自身が同和教育を受けた経験（記憶）がない。
- ・地域によって意識や実情の違いが大きく、扱い方に迷うことがある。デリケートなところがあり、どんな問題をどう扱ってよいか迷うことがある。
- ・指導経験が少ないため、子どもたちにとって有益な授業を実践できるか不安。

③教員の同和教育の研修として取り組んだ内容について。



- ・小中学校では、半数の学校が地域の研修会に参加したり、校内研修を実施したりしている。どちらも令和2年度の前回調査に比べ増えており、コロナ禍以後、積極的な研修機会の確保がなされていることが分かった。
- ・高校や特別支援学校は、小中学校に比べ研修を行った割合は低いが、小中学校に比べ、外部の研修に積極的に参加する機会を設けようとしていることが分かった。

(2) 学校の取組例

- ・学年会で、指導経験豊富なベテラン教員がクラスで同和教育について扱った内容について、若い先生方と共有している（J小他多数）。
- ・長野県同和教育研究大会、学校人権教育ファシリテーター研修会等への参加を勧める（M小）。
- ・人権教育副読本「あけぼの」を紹介したり、読み合わせをしたりしている（N小他多数）。
- ・学校における人権同和教育についての理解を深めるため、教育事務所の指導主事に来てもらって研修を行った（U小）。
- ・中学校区で、12年間の人権教育の全体計画を作成し、こども園・小・中連携して同和教育を進めている（H小）。
- ・市内で行われる講座への参加を呼び掛け、数名が参加した（T小）。
- ・社会人権教育研修会、人権教育公開授業等への参加を勧める（S小）。
- ・学年会等で同和教育の授業についての進め方や授業づくりについて共有している（O中）。
- ・学年会で同和教育の授業づくりを行い、先輩教員の助言のもとで若い教員が授業を行うようにしている（A中）。
- ・解放同盟の市の協議会の方々との懇談会を実施した（K中）。
- ・県や市町村主催の人権教育研修会への参加を勧める（A高）。

(3) まとめ

- ・同和問題への取組には依然県内においても地域差があり、新しい赴任地での様子に若い教員に限

らず中堅教員においても戸惑い、不安を抱えることが多い。しかし、そのような教員に対し、学校全体で支えよう、ともに学んでいこうという姿勢が各校の取組から窺える。

- ・学年会で経験豊富なベテラン教員が、若い教員と同和問題を扱う授業について指導案や資料を情報共有したり、アドバイスをしたりという取組を多くの学校で行っている。また、県や地域で行われる研修会への参加も積極的に行っている学校が多くあった。
- ・「不安で実践する自信がなく困っている」ということは、「しっかり学び、授業実践につなげたい」と心の中では願っている表れだととらえられる。そのニーズにアプローチしていくような研修機会の提供をさらに検討していく。

6 いじめ等に関する取組について

A 子どもたちが主体となり、いじめの問題に対して取り組んでいる事例

(1) 学校の取組例

- ・「無視をしない」「こそこそ話をしない」など、自分たちでより気持ちよく生活するためのルールを考え、めあてにしている（S小）。
- ・なかよし旬間の校長講話で、学校長から「なぜ、なかよし旬間があるのだろうか」と問いかけられた子どもたちが、全校縦割りのなかよし班で、高学年リーダーを中心に対話を通して真剣に考え、話し合う活動を行った（O小）。
- ・児童会が主体となり、挨拶運動を展開した。その中で、あいさつレンジャーが全校を回り、気軽にあいさつをして、誰とでも関わることのできる雰囲気づくりをしたり、児童会長から誰にでも元気にはっきりあいさつをすることの大切さを訴えたりした（A小）。
- ・ゲーム等でのトラブルを発端に、顔の見えない相手とのやり取りについて、それぞれの思いや注意したいことを考え合った（N小）。
- ・本校独自の「笑顔宣言」を児童会でも目標に掲げ、各委員会の活動や企画に結び付けて実施している（S小）。
- ・いじめ防止のための取組を生徒会で実施。「〇〇week」という活動の中であいさつ活動を強化したり、友だちのよいところを見つけたりする活動を実施。また、「ふれあいタイム」でアイスブレイクのレクリエーションや関わり合いを生徒主体で実施する活動など、全校縦割りグループで交流する機会を増やし、お互いのよさを認め合うことで、いじめのない学校にしたいと考え、リーダー会議で内容や運営について協議して取り組んでいる（S中）。
- ・「魚の涙」を題材に、生徒が自身の行動を振り返ったり、なぜいじめがおこるのか、どのようなことに気を付けたりしないといけないのかを話し合った（A中）。
- ・いじめ反対の意思を示す「ピンクシャツデー」の実施（S中）。
- ・ささえあい月間等で、人権について考える機会を各クラスで設け、それぞれの思いを「人権の木」に貼り付けて、様々な考え方を共有した（K特支）。

(2) まとめ

- ・小学校では、児童会が主体となってなかよし旬間の際に活動を行う学校が多く、中学校では、学校独自の「〇〇宣言」を設けて、宣言内容について振り返ったり、話し合ったりという活動を行っている学校が多く見られた。
- ・実際に起きたトラブルを基に、児童・生徒自身が考え合うことを大事にしている事例がいくつか寄せられた。児童・生徒自身が「自分ごと」ととらえ、自身の行動につなげていくという人権教育の視点からも有効と考えられる。